

## 第1章 総 則

### 第1条（規約の適用）

1 本規約は、アプライド株式会社（以下、「弊社」と言います。）が提供するサービス（以下、「本サービス」と言います。）の契約者に遵守いただく規約となります。本サービス申し込み時点で、本規約に同意したものとさせていただきます。

2 弊社は、日本国内に居住又は滞在中のお客様のみを対象として、日本国内においてのみ本サービスを提供いたします。

### 第2条（会員）

1 本サービスをお申込みの際は、本規約をご承諾いただいたうえで、弊社で行う審査、承認を得た方をアプライドスター プラチナプレミアム会員（以下、「会員」と言います。）とさせていただきます。

2 弊社が審査のうえ会員を承認した会員に対して、弊社はアプライドスター プラチナメンバーズカード（以下、「本カード」と言います。）を発行させていただきます。本サービスは、お申込みいただいた機器（以下、「サービス対象機器」と言います。）に対して付与されるサービスです。サービス対象機器はお申込み時に登録いただく製品型番とシリアル（製造）番号が一致するものとなります。サービス対象機器はお申込み時に登録いただいた製品型番とシリアル（製造）番号が一致するものとなります。ご契約1セット毎にパソコン1台及びスマートフォン又はタブレットPC1台のご登録が可能です。番号、シリアル番号が確認できない場合は、本サービスは適用されません。番号、シリアル番号が確認できない場合は、本サービスは適用されません。会員が虚偽のうえを用いた場合、会員に對し弊社指定のテクニカルサービス料金による利用料金を請求させていただきます。

3 本会員の加入した本サービスのお支払いは、本会員が入会申込時に支払い方法として指定したクレジットカードによる月額支払い、又はその他の弊社が定める方法とさせていただきます。支払いに関しては、第5章第19条に準ります。また、料金等の引き落ちは本サービスお申込み時のクレジットカード会員又は収納代行会社の利用規約に準ります。

### 第3条（アプライドスター プラチナメンバーズカードの管理）

1 本カードは弊社が管理するお客様番号と本カードに記載されているお客様番号により関連付けられた本会員以外は使用できません。

2 本カードの所有権は弊社にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもって本カード及び本カード情報を使用し管理しなければなりません。また、本会員は他人に対し、本カードを貸す、預託、譲渡すること、また、本カード情報を預託、もしくは使用すること一切してはなりません。本カードの紛失に対して発生し得るいかなる損害も弊社はその責を負わないものとします。万一、本カードを紛失した場合は再発行が必要になりますので、本サービスをお申込みいただいた弊社店舗にご連絡ください。紛失・盗難時付与されていたポイント残高は返還されません。また、再発行に際しては、第3章第11条に準じた手数料1,100円（税込）が発生します。

3 本カードによって、本サービスに加入した本会員であることが証明されます。本カードがないと本サービスにて提供されるサービスや特典を利用できないことがあります。

### 第4条（アプライドスター プラチナメンバーズカードの機能）

1 本カードを店頭にて提示することにより、本サービス内のご契約プランに含まれる付属のサービスをご利用いただくことができます。

2 本カードにはアプライドメンバーズカードのポイント機能が付いております。本カードにポイントを貯めさせていただくことにより、アプライド各店にて支払いにご利用いただくことができます。

### 第5条（規約の変更）

弊社は、本会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。本規約の変更是、変更後の規約を弊社ホームページ（<http://www.applied-g.jp/premiumwg60lp.pdf>）に掲示し、掲示後は特に定めがない限り本会員全員に對して変更後の規約を適用するものとします。

## 第2章 本サービス

### 第6条（本サービス内容と範囲）

1 本サービスのサービス対象機器はお申込み時に登録いただいた製品型番とシリアル（製造）番号が一致するもののみとなります。ご契約1セット毎にパソコン1台及びスマートフォン又はタブレットPC1台のご登録が可能です。一部、対象外となる機器がございます。尚、製品型番とシリアル（製造）番号の登録が確認できない場合は、本サービスは一切適用されません。

2 本サービスは、本カード、もしくは本カード番号を提示し、各サービスが含まれたプランに加入していることが確認され、かつサービス対象機器に限り適用されます。また、お申込み時に登録いただいた同一住所での利用に限り、本サービスは適用されます。それら以外について、本サービスは一切適用されません。また、本サービスを提供又は運営するための諸規定もしくは、個別規約及び注意事項は、本利用規約の一部を構成するものとします。

3 プレミアムWGライト会員サービス内容と範囲

本サービスは、次の第6条第3項第1号のサービスの組み合わせにより提供されます。

(1)弊社が提供する本サービスは、①店頭サポート、②電話/リモートサポート、③パソコン定期検査サービス（P 檢）があります。出張サポートは含まれません。また、個別のサービスの解約・変更是できません。

(2)①の店頭サポートは、テクニカルサポートメニューに明記している会員価格にて提供します。その他サポートメニューについては、弊社の定める料金が必要となります。

(3)②の電話/リモートサポートは会員専用のナビダイヤルで行い、サポートに係る通信料金は会員負担となります。1回のサポート時間は30分までとし、その操作説明・トラブル解決は、弊社の定める範囲内のサポートです（別紙「電話/リモートサポートサービスガイド」をご参照ください。）。30分を超える場合は、店頭サポートをご案内いたします。尚、電話/リモートサポートは全ての問題解決を保証するものではありません。

\*ナビダイヤル電話料目安 固定電話：180 秒につき税込 9.35 円 携帯電話：約 20 秒につき税込 11 円

\*フリーソフト操作やネットワーク共用設定、完売契約取引に関するサポート、実際の金銭の絡む購入支援やクレジットカードの登録、マイナンバーなどの個人情報の登録等サポート対象外があります。

\* 364 日 10 時 30 分～19 時 30 分 最終受付は 19 時まで

1回のサポートは30分まで

（30分を超える場合は、店頭サポートをご案内いたします。）

(4)③のパソコン定期検査サービスは、契約期間内に限り、本サービス開始日の前後 1 ヶ月内に定期検査を 1 回受診できます。定期検査サービスは店頭お持ち込みの上、日数間お預かりでの作業となります。

(5)不要・パソコンの引き取りは台数 2 台までとし、記録媒体の物理破壊、もしくはデータ消去は会員の申し出により行うことを。但し、店頭への持ち込みに限ります。データ消去の際の証明書発行を本会員が必要とする場合は有償となり、証明書発行料金 2,200 円（税込）が必要となります。引き取った機器の処分については弊社に一任され、いかなる場合も返却できません。

4 プレミアム G ライト会員サービス内容と範囲

本サービスは、次の第6条第4項第1号のサービスの組み合わせにより提供されます。

(1)弊社が提供する本サービスは、店頭での①ウイルス駆除、②マルウェア駆除、③月1回のパソコンのセキュリティ無料検査によるメンテナンスが全てのプランに含まれます。また、個別のサービスの解約・変更是できません。

(2)本サービスはあくまでも弊社が指定するウイルス対策ソフトのサポート有効期間内であるサービス対象機器を対象とします。

(3)①の店頭サポートは、テクニカルサポートメニューに明記している会員価格にて提供します。その他のサポートメニューについては、弊社の定める料金が必要です。店頭お持ち込みで数日間お預かりでの作業となりますが、未知なる脅威や重大な影響を及ぼすウイルスの感染等の場合は、本サービスでも復旧できない場合があります。

(4)③のセキュリティ無料検査サービスは、毎月1回、ウイルス、広告詐欺に感染していないかの定期検査を受診できます。セキュリティ無料検査サービスは、店頭お持ち込みで数日間お預かりでの作業となります。尚、このセキュリティ無料検査サービスは、ウイルス・マルウェア等含む全ての潜在的な脅威を阻止・検出することを保証するものではありません。

(5)弊社の都合でなく、本会員の故意の操作によるウイルス、広告詐欺のパソコンへの取り込みに関する駆除の場合は、原則、本サービスの保証は適用されないものとします。また、その判定は弊社が行うものとします。

5 スマホ/タブレット PC サポートサービスの内容と範囲

弊社が提供するスマホ/タブレット PC サポートサービスは、次の第6条第5項第1号のサービスの組み合わせにより提供されます。

(1)弊社のスマホ/タブレット PC サポートサービスは、①店頭サポート（事前予約制）、②電話/リモートサポート、③スマートプリントサービス④パソコンオンライン学習動画受講サービスがあります。出張サポートは含まれません。また、個別のサービスの解約・変更是できません。

(2)弊社のスマホ/タブレット PC サポートサービス①の店頭サポートは、弊社のスマホ/タブレット PC サポートサービスメニューにあるアシリヤやネットサービスの使い方についてレクチャーします。事前にお電話での予約が必要です。1回のサポート時間は最大30分までです。ご質問内容によっては、お調べした後のご対応となる場合もあります。

(3)弊社のスマホ/タブレット PC サポートサービス②の電話/リモートサポートは本会員専用のナビダイヤルで行い、サポートに係る通信料金は本会員負担です。1回のサポート時間は30分までとし、その操作説明・トラブル解決は、弊社の定める範囲内のサポートとなります（別紙「スマホ/タブレット PC サポートサービス電話/リモートサービスガイド」をご参照ください。）。30分を超える場合は、店頭サポートをご案内いたします。尚、電話/リモートサポートは全ての問題解決を保証するものではありません。

\*ナビダイヤル電話料目安 固定電話：180 秒につき税込 9.35 円

携帯電話：約 20 秒につき税込 11 円

\*フリーソフト操作やネットワーク共用設定、完売契約取引に関するサポート、実際の金銭の絡む購入支援やクレジットカードの登録、マイナンバーなどの個人情報の登録等サポート対象外があります。

\* 364 日 10 時 30 分～19 時 30 分 最終受付は 19 時まで

1回のサポートは30分まで

（30分を超える場合は、店頭サポートをご案内いたします。）

(4)スマホ/タブレット PC サポートサービス③の電話/リモートサポートの対象範囲 \* 対応機種（OS バージョン）

■Windows10/11 のスマートフォン、タブレット PC

■iOS 10 以降のスマートフォン、タブレット PC

■Android8.0 以降のスマートフォン、タブレット PC

\* 対応プラット

■Edge41 以上、Google Chrome64 以上、Firefox58 以上、Safari10.10 以上

\* サポート対象項目

■スマートフォン/タブレット PC の基本動作・設定（OS）

■標準インストールされているアプリの基本動作（別途インストールされているアプリは除く）

\* 賀問内容によっては、お調べした後のご対応となる場合もありますのでご了承ください。

(5)スマート/タブレット PC サポートサービス④のスマートプリントサービスは、スマートフォンと用紙をお持ち込みいただくことで、会員期間中は月 20 枚まで無料で写真印刷いたします。

店頭対応の状況によりお待ち頂く事がございます。写真は一緒にお選びいただけます。お時間がかかる場合がありますので時間には余裕を持ってご来店をお願いします。用紙のお持ち込みがない場合、用紙代は別途必要です。

\* 対応用紙サイズ L 版～A4 サイズ

(6)スマート/タブレット PC サポートサービス⑤のパソコンオンライン学習動画受講サービスは、インターネットを利用して会員専用 Web サイトでオンライン講座動画を提供いたします。会員期間中であれば本サービス提供 Web サイト（以下、「本サイト」と言います。）に配信される全講座を受講できます。

弊社が提供する本サービスの（A）オンライン講座動画の開設・印刷、及び（B）オンライン講座動画の視聴は、インターネットを通じて自由に行うことができます。尚、（A）、（B）について紙媒体、DVD 等メディア媒体での提供は行いません。また、視聴のみのサービスではダウンロード保存サービスは付帯しておりません。

講座形態は独自学習となっており、講座の受講計画や進捗管理について、弊社はその責任を負わないものとします。また、講座内容のパソコン操作方法等の質問、ご相談については、電話/リモートサポートは会員専用のナビダイヤルで行い、サポートに係る通信料金は会員負担となります。1 回のサポート時間は 30 分までとし、その操作説明・トラブル解決は、弊社の定める範囲内のサポートです（別紙「電話/リモートサポートサービスガイド」をご参照ください。）。尚、電話/リモートサポートは全ての問題解決を保証するものではありません。

（7）パソコンオンライン学習動画サービスの著作権・商標権等

弊社パソコンオンライン学習動画サービスの著作権・商標権等

た、弊社は本サービス提供のためのシステム障害等による本サービス上の誤表示及びそれ以外のいかなる原因に基づき生じた損害についても、賠償する義務を負わないものとします。尚、本サイトやパートナー・メディアならびに広告主を含む第三者の Web サイト等からのダウンロード行為やコンピュータウイルス感染等により発生した全ての損害について賠償する義務を負わないものとします。

6 本サービスは、PC の操作・入力代行作業、パソコン・ネットワーク環境の構築・設定、プログラミング開発支援（HTML、マクロ、VBA、Access、等）、マクロ財務閲覧、統計閲覧、データベース閲覧、オーナー登録・株券取引、その他売買取引等、ご契約に関するサポート、専門性の高い機器・ソフトウェア等のサポート、メーカーサポートが終了している機器・ソフトウェアに関するサポート等（その他これらに限りません。）はサポート対象外となります。また、著作権の侵害等、法令や条例に抵触する内容の作業、サポートは行わないこととします。本会員の虚偽により、派生した権利侵害や損害について弊社は責任を負わないこととします。

7 弊社は、すべてのテクニカルサポートに際し、弊社の作業に故意又は重過失が認められない限り、損害（既に導入されているソフトウェア、データ等の破損・消失を含む。）を賠償する責を負わないものとします。また、弊社の作業に故意又は重過失が認められる場合であって、賠償する損害は、機械の損傷のみを対象とします。

8 弊社の都合でなくハードウェア・ソフトウェアを追加した場合は、本サービスの保証はできないものとします。また、その判定は弊社が行うものとします。

9 ご購入のパソコンの初期不良などによる交換後の再設定、復旧も本サービスにより適用します。再設定、復旧とはサービス対象機器を購入時の状態に戻すことをいい、本会員の保持したデータのバックアップ、アカウントの復元等の操作を行います。周辺機器の設定は、本会員の保持したデータのソースとなる機器の設定と同一の状態に戻すことをいいます。

10 弊社は本サービス提供において、弊社の故意又は重過失に起因する場合を除く場合においても、弊社の責に帰する事由による損害（既に導入されているソフトウェア、データ等の破損・消失を含む。）を賠償する場合を除く場合においても、本サービスの保証は適用されないものとします。

11 弊社は、本サービスの全部又は一部を弊社が選定した協力会社へ委託する場合があります（対象機器の発送・配達・荷受けを含む。）。この場合、弊社の責任の範囲は当該協力会社の各条項に定める内容と同様とします。

12 次の各号に該当する場合は弊社の判断によりサービスの提供を中止します。（1）サービスに必要な情報が開示されない場合

（2）指定暴力団、非指定暴力団、総会議、反社会的組織に属する可能性があると判断した場合

（3）暴力的な言動があり、サービスを利用することについて不適当であると判断した場合

（4）違法、又は違法と思われる行為やサービスを要求された場合

（5）メーカーサポート終了等弊社に起因しない事由により、サービス提供が不可能と判断した場合

13 弊社は、本会員への事前の通知なくして本サービスの内容、名称、又は仕様の全部又は一部を中止、停止、変更することができます。その内容は、弊社ホームページ（<http://www.applied-g.jp/premiumwg60lp.pdf>）にて本会員に随時通知します。

## 第3章 約 契

### 第7条（契約の申込）

1 会員契約の申込は、本規約に同意のうえ弊社所定の申込用紙への記入、又は弊社所定のオンライン手続きへの入力、かつ、弊社指定の料金お支払い方法に同意いただいたことをもって、受付をさせていただきます。

2 弊社は、前項の受付がなされたとき、申込者に対し本サービスを利用するための会員番号を交付します。

3 申込時に定められたサービス開始日より、60 ヶ月を契約期間とします。

4 契約期間満了後の更新は、本会員からの解約の申し出がない限り、1 年毎の自動更新になります。尚、一括払い（分割払い含みます。）の場合は、契約期間満了時点で自動解約となります。

5 未成年者及び後期高齢者（満 75 歳以上）の申込は、成年ご家族（但し、後期高齢者は除きます。）の同様、かつ成年ご家族の申込同意が必要となります。

### 第8条（申込の承諾）

1 会員契約は前条に定める申込に対し、弊社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。

2 弊社は、次の方の場合は、会員契約の申込に対し承諾しないことがあります。

3 会員契約は、弊社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号、第4号、第5号の場合には弊社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないと弊社は、会員契約を解除することができるものとします。

4 会員契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

5 申込者が、本サービスの料金等の支払いを怠るおそれがあると弊社

## 社が判断した場合

- (3)過去に会員契約(その他弊社が提供するサービス契約を含みます。)の解除又は本サービス(その他弊社が提供するサービスを含みます。)の利用を停止されていることが判明した場合  
(4)申込者が未成年者及び後期高齢者(満 75 歳以上)等であって、会員契約の申込にあたり成年ご家族(但し、後期高齢者は除きます。)の同意を得ていない場合  
(5)その他の会員契約の申込を承諾することが、技術上又は弊社の業務の遂行上著しい支障があると弊社が判断した場合  
3 前項に従い弊社が会員契約の申込の不承諾又は会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等について、申込者は、第 5 章の規定に準じてこれを支払うものとします。

## 第 9 条 (契約事項の変更等)

- 1 本会員は、その氏名、住所又は連絡先等に変更があった場合は、速やかにそ旨を弊社所定の方法により弊社に届け出るものとします。  
2 本会員は原則として、会員契約プランの変更はできません。  
3 本会員は、次の各号の変更を希望する場合には、弊社所定の方法により、弊社に申し込むものとします。  
(1)本サービス契約期間満了自動更新時のオプションサービスの解約・変更  
(2)料金等の支払方法に利用するクレジットカードの情報等の変更  
(3)サービス対象機器の変更  
4 弊社は、第 9 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の変更申込があった場合は、第 8 条の申込の承諾の規定に準じて取り扱います。  
5 第 9 条第 3 項第 1 号のオプションサービスの解約・変更について、弊社に通知のあった日を含む月末の末日にオプションサービスの変更があったものとします。但し、法人契約の場合は担当店舗で確認ください。  
6 クレジットカードの番号、有効期限その他の、第 9 条第 3 項第 2 号のクレジットカードに関する弊社への届出事項に変更があった場合、速やかに弊社所定の方法で変更の届出をするものとします。変更の届け出がなく、クレジットカード決済が不能となった場合、弊社の指定する方法により直ちに利用料金後支払うものとします。  
7 第 9 条第 3 項第 3 号のサービス対象機器の変更について、一度サービス対象を変更した機器に再度登録を変更することはできないものとします。また、サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、サービス対象機器の登録変更を行ふものとします。

## 第 10 条 (権利の譲渡等)

- 1 本会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、充買、名義変更に供する等の行為を行うことができません。  
2 本会員が死亡した場合は、同一住所のご家族の申し出により、本サービスを受ける権利を同一住所のご家族の方の承繼することができることとします。その場合、改めて弊社所定のお支払い手続きを行なう必要があります。  
3 弊社は、本会員の死の事実を知ったときは、同一住所のご家族の申し出がない場合、その時点で会員契約の解除があつたものとして取り扱います。尚、この場合に限り残存債務は免除されることとします。

## 第 11 条 (「スター・ラチナメンバーズカード」再発行)

- 弊社は、本会員が本カードを紛失、盗難、毀損、滅失等で、弊社が認めた場合に限り再発行を認めるものとします。尚、この場合、本会員は再発行手数料 1,100 円(税込)の負担が必要となります。

## 第 12 条 (会員が行う契約の解除)

- 1 本サービスは申込より 60 ヶ月以上の使用を前提として、月額サービス料金が割引されています。契約期間内に中途解約される場合(強制解約ihu)は、契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の 20 パーセントを解約違約金として一括でご請求させていただきます。自動更新後の中途解約についても同様です。

但し、申込より 6 ヶ月未満での解約については、第 6 条に定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを弊社が確認した場合に限り、解約違約金を全額免除するものとします。  
サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、中途解約ではなくサービス対象機器の登録変更を行ふものとします。尚、解約の効力が発生するまでお支払いいただいた月額料金はいかなる場合もご返金できません。予めご了承ください。

2 本会員は、契約期間途中に会員契約を解除しようとするときは、弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知するものとします。この場合、解約の申し出があつた日をもってサービスを終了いたします。中途解約を毎月 14 日までにお申し出があれば前月までの月額料金、毎月の 15 日から月末までに弊社に通知があつたものについては当月の月額料金が発生します。月額料金の日割計算は行っておりません。但し、法人契約の場合は担当店舗で確認ください。

3 解約後は、第 6 条に定める本サービスを受ける権利が消滅します。  
4 本サービス中の個々での解約はできないものとします。但し、弊社がオプションサービスとして定めるサービスに関しては、契約期間満了自動更新時のみ解約・変更できるものとします。

- 5 弊社は、解約の効力が発生するまでに本会員から受領した利用料金その他金銭について、サービスの利用がなかったこと等の事情の一切を問わず、返還しないものとします。  
6 前項の場合において、その利用中に係る本会員の一切の債務は、会員契約の解除があつた後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第 13 条 (契約解除の通知)

- 1 契約の解除は、契約期間内の場合は、本サービスをお申し込みいただいた弊社店舗にご連絡ください。契約期間満了時は、弊社店舗又は弊社の定める事務局にご連絡いただき、受け完了後の契約期間満了日をもってサービスを終了させていただきます。  
2 契約期間満了時の解約については、満了日の 6 ヶ月前より受付可能となり、満了日の 1 ヶ月前までにお申し出ください。

## 第 4 章 利用中止、利用停止及び弊社が行う契約の解除

### 第 14 条 (利用中止)

- 1 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本会員による本サービスの利用を中止することができます。  
(1)弊社の本サービス用の設備の保守上又は工事上やむを得ない場合  
(2)災害等により本サービスの全部又は一部が提供できなくなった場合  
(3)本会員もしくは第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他の理由により支障を与える行為、又は本会員もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があつた場合  
2 弊社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を本会員に通知します。ただし、緊急、やむを得ない場合は、この限りではありません。弊社は、前各号による本サービスの中止に伴い本会員、又は第三者が被った被害に対しこの規約で定める以外、その一切の責を負わないものとします。

### 第 15 条 (利用停止)

- 弊社は、本会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、当該会員による本サービスの利用を通知することなしに停止することができます。  
(1)会員契約に関する弊社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合  
(2)支払期日を過ぎても料金等を支払わない場合  
(3)本会員の指定したクレジットカードを料金等の支払い方法において使用することとなる場合において、当該金融機関の利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなつた場合  
(4)破産手続き開始又は再生手続き開始の申立があつた場合  
(5)第 6 章第 21 条に反した場合  
(6)前各号の他この規約上の義務を現に怠り又は怠るおそれがある場合

### 第 16 条 (弊社が行う契約の解除)

- 1 弊社は、前項の規定により本サービスの利用停止を受けた本会員が弊社から期間を定めた催告を受けたに拘わらず、尚その事由が解消されない場合には、その会員契約を解除することができるものとします。  
2 本会員が前各号所定の事由に該当し、弊社業務の遂行に支障をきたすと弊社が判断した場合には、本サービスの利用停止をしないで、弊社所定の方法で通知することにより会員契約を解除することができるものとします。  
3 前項の規定により会員契約が解除された場合、本会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、第 12 条第 1 項に定めた金額を直ちに支払うものとします。

## 第 5 章 料金等

### 第 17 条 (料金等)

- 料金等の具体的な額は、弊社指定の本サービス料金表によるものとします。また、弊社の都合により本サービスの料金を変更することがあります。

### 第 18 条 (料金等の計算方法等)

- 1 弊社は、本サービスの料金について、申込時に定められたサービス開始日の日付から 1 ヶ月の間(以下「料金月」と言います。)を単位として計算します。  
2 弊社は本会員の利用料金の計算を利用月の前月末日に計算し、確定します。  
3 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することができます。

### 第 19 条 (料金等の支払方法)

- 1 本会員は、次の方法により料金等の支払いを行ふものとします。  
(1)クレジットカードによる月額料金支払い  
(2)その他の弊社が定める方法  
2 料金等の支払いが前項第 1 号に定めるクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジットカード会社の利用規約において定められた振替日に本会員指定の金融機関の預金口座から引き落とされるものとします。  
3 弊社は本会員に対し、料金月の利用分の請求を、本会員が本サービスの料金等の支払に指定している当該収納代行会社に対し、毎月行うものとします。本会員は毎月継続して同様に支払うものとします。  
4 本会員は、クレジットカードの会員番号や有効期限に変更があつた場合、連帯なく弊社にその旨を申し出ることとします。

- 5 弊社はクレジットカードによりお支払いいただいた料金に関して、領収書を発行する義務を負いません。本会員は指定したクレジットカードによって支払ったサービス利用料金等の料金について、弊社からの領収書を請求しないことを承諾することとします。  
6 前項の規定にかかるわざ、本サービスの料金について、その全部又は一部の支払時期を変更させていただくことがあります。  
7 弊社は、本会員に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、本会員に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。本会員は、この債権譲渡を承諾するものとします。

## 第 20 条 (延滞利息)

- 1 本会員は、本サービスの料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過しても尚弊社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として弊社が指定する期日までに支払うものとします。  
2 弊社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第 6 章 会員の義務

### 第 21 条 (会員の義務)

- 1 本会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。  
(1)本サービスにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為  
(2)他の会員の会員番号等を不正に取得もしくは使用し、又は他の会員もしくは自己の会員番号等を不正に他の会員もしくは第三者に使用させる行為  
(3)他の会員、弊社もしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為  
(4)他の会員、弊社もしくは第三者を誹謗中傷又はその名譽もしくは信用を傷つけるような行為  
(5)他の会員、弊社もしくは第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為  
(6)詐欺等の犯罪に結びつく行為  
(7)他の会員、弊社もしくは第三者に対する無断で広告、宣伝、勧説等の電子メールを送信する行為、他の会員、弊社もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、弊社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)に違反する行為(以下まとめて「迷惑メール等送信行為」と言います)  
(8)わざわざ、児童ボルノもしくは児童虐待又は若年者にとって不適当もしくは有害な内容の画像、映像、音楽、文書又は情報等を送信、又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に違反する行為  
(9)本会員もしくは第三者の設備等又は本サービス用設備に過大な負荷を与える行為

(10)事実に反する情報又は意味のない情報を送信する行為

- (11)その他法令に違反又は公序良俗に反する行為  
(12)その他本サービスの運営を妨げるような行為  
(13)その他全各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為  
2 本会員は、本サービスの利用及びその結果につき自ら責任を負うものとし、万一、本サービスの利用に関連し他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該本会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとします。

## 第 7 章 雜則

### 第 22 条 (会員への通知)

- 1 弊社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他の弊社が適当であると判断する方法により、本会員に随時必要な事項を通知するものとします。  
2 弊社は本会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

### 第 23 条 (著作権等)

- 1 別段の定めのない限り、本サービスにて提供される全ての情報に関する著作権その他の知識的財産権は、弊社又は当該サービス提供各社に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知識的財産権は、弊社に帰属するものとします。  
2 本会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、弊社又は当該情報に附帯して正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、公衆送信する行為等をその方法の如何を問わず自ら行つてはならず及び第三者をして行わせてはならないものとします。

### 第 24 条 (機密保持及び個人情報の取扱い)

- 1 弊社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密情報(個人情報及び通信の秘密を含みます。)を厳重に管理し、機密情報を保護するために合法的な予防措置を実施するとともに、第三者に開示・漏洩しないものとします。機密情報のうち、個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいい、個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等を含むがこれに限らない。)に

ついては、個人情報の保護に関する法律、その他の法令、各種ガイドラインを遵守します。弊社は本会員が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任も負わないものとします。ただし、個人情報に関する問題が発生した場合は個別に対応します。

2 弊社では、以下の目的のために契約者の個人情報を利用します。  
(1)本サービス・インターネットなど、弊社サービスを提供するため  
(2)アフターサービスを行うため  
(3)請求を行うため

- (4)本会員に有用と思われる情報の提供に利用するため  
(5)本会員に個別に丁寧にいたぐる目的に利用するため  
3 契約者は、前項利用目的のために、弊社が、個人情報の一部を個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で外部業者へ委託することに了承するものとします。弊社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、契約により情報管理を徹底すると共に弊社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。

4 弊社では、法令の規定に基づき利用又は提供しなければならない時を除いて、個人情報を本会員の同意なしに第三者へ提供することはしないものとします。この規定は、本サービスの契約が終了した後も継続するものとします。

5 弊社は、本会員の個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などが起らぬないように適切な安全管理策を実施し、厳重に管理します。ただし、弊社テクニカルサービスをご利用の際は作業内容によって、弊社にて本会員のサービス対象機器をインターネットに接続、又は、本会員の画像、音楽、個人情報、他の個人情報等(以下「個人情報」と言います。)を複製、格納等することがござりますが、本会員自身にバックアップ後、消去してお持込ください。弊社では、本会員のサービス対象機器内の個人情報データに関しての消去、流出、毀損、変化等に際しては、弊社が管理責任を持たないと共に、保証いたしません。

6 弊社は、本会員から弊社が管理している本会員の個人情報について開示の請求があつた場合は、原則として開示します。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部又は一部を開示しないことがあります。その場合には、本会員に理由を通知します。

- (1)申請書に記載されている住所と弊社の登録住所が一致しない場合  
(2)代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合  
(3)ご提出いただいた申請に備考欄に不備があった場合  
(4)弊社の業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合  
(5)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのある場合  
(6)他の法令に違反することとなる場合

7 万一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、弊社は直ちに訂正又は削除に付します。

8 弊社は、本会員が入会の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は本項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、解約の手続きを取ることがあります。

## 第 25 条 (本サービスの廃止)

- 1 弊社は、本サービスの全部又は一部を変更、追加及び廃止することができます。  
2 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に本会員に告知します。

## 第 26 条 (準拠法)

本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法に準拠するものとします。また、本規約ないし、本サービスに関する紛争が生じた場合には、訴訟に応じて福岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに本会員も弊社も同意するものとします。

## 第 27 条 (その他)

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、本会員と弊社の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

## 附 則

この会員規約の第 2 条第 2 項、第 6 条第 1 項に記載のサービス対象機器については、令和 3 年 2 月 13 日以降に会員になった者に適用するものとします。

この会員規約の第 9 条第 4 項、第 12 条第 2 項については、令和 4 年 1 月 1 日以降より適用するものとします。

この会員規約の第 12 条第 1 項、第 2 項については、令和 5 年 6 月 22 日以降より適用するものとします。

この会員規約の第 9 条第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 12 条第 1 項、第 2 項については、令和 5 年 11 月 1 日以降より適用するものとします。

尚、金額の表記については法改正に対応して変更するものとします。

アライド株式会社  
〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵 3-3-1